

第200600064009号

平成18年8月24日

測量等業務入札参加資格者様

鳥取県県土整備部長

測量・建設コンサルタント・地質調査及び補償関係コンサルタント業務に係る「従たる事務所」の取扱いについて（通知）

このことについて、平成18年9月から別紙のとおり取り扱います。

なお、虚偽の報告があった場合は、「鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱」に基づく指名停止措置等を行うことがありますので、あらかじめ御承知ください。

（担当）企画防災課企画係 電話 0857-26-7808

## 従たる事務所の取扱い

### 1 指名選定の加点対象となる事務所として認める要件

次の(1)及び(2)を満たすこと。

(1)所在地の市町村に法人に係る市町村民税を納付していること又は地方税法(昭和25年法律第226号)第317条の2第7項の申告を行っていること。

(2)技術者が当該事務所に勤務していること。

技術者状況調査で報告されている職員のうち、当該事務所(地域)での勤務日数が他事務所(地域)への勤務日数より多く、かつ月平均で週3日以上のを当該事務所に勤務する者として認め、該当しない者は主たる事務所=本社に勤務する者として計上する。

ただし、2名以上が勤務していなければ、点数は事務所がない場合と同じ。

<根拠書類について>

出勤簿等、事務所への勤務状況が確認できる書類の整備をお願いします。技術者状況報告の添付書類としては求めませんが、調査等を行ったときに整備されていなかった場合は、指名停止等の措置をとることがあります。

<準監督員、監督補助員等の扱い>

監督業務委託又は監督補助業務委託等により、準監督員又は監督補助員等として専任されている者については、その勤務する管内の事務所又は本社に勤務するものとして取り扱うことを認める。

ただし、当該者を従たる事務所に勤務する者とする場合、事務所位置での加点の計算に当たっては、2名以上の場合は1名減じて計上する。1名の場合はそのまま計上する。

### 2 業種による事務所位置の加点の区分

「測量業務、土木関係建設コンサルタント業務及び地質調査業務」と「補償コンサルタント業務」とは、事務所の有無(技術者の勤務の有無)についてはそれぞれ別個に判断し、加点を行うこととする。

#### 測量業務、土木関係建設コンサルタント業務及び地質調査業務の技術者とは

鳥取県内の本店又は支店若しくは営業所の常勤職員で、測量業務、土木関係建設コンサルタント業務、及び地質調査業務に従事している技術職員(各年度4月1日時点で1年以上の実務経験を有する者に限る。)

#### 補償コンサルタント業務の技術者とは

鳥取県内の本店又は支店若しくは営業所の常勤職員で、補償コンサルタント業務に従事している技術職員(各年度4月1日時点で7年以上の実務経験を有する者に限る。)

<技術者状況調査の技術者内訳等作成要領に記載のとおり。>